

施設利用に際して

●利用の制限

次の場合は施設の利用を許可いたしません。

・利用目的または内容が、公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合

・利用内容または方法が、施設または附属設備を損傷するおそれがあると認められる場合

・販売その他契約など商行為を行う場合

※ホールでの催し物で関連グッズ販売を行う場合はご相談ください。

・練習室を長期に渡り、営利を目的とした塾や教室等として利用する場合

・会館の管理上、支障があると認められる場合

※ホールで催し物がある時間帯は、音がホールに伝わるため 2 階練習室での一部楽器利用をお断りいたします。

●利用の取消

利用許可済みであっても、下記事項に該当すると認められる場合は許可を取り消します。

・音楽文化会館条例またはそれに基づく規則に違反しているもの

音楽文化会館条例 (市例規集にリンク)

音楽文化会館施行規則 (市例規集にリンク)

・利用の許可条件に違反しているもの

・偽りその他不正手段により許可を受けたもの

・会館の管理上または公益上の理由により、特に必要があると認められた場合

●利用権の譲渡の禁止

利用許可を受けた施設について、第三者にその権利を譲渡・賃貸することはできません。

●高校生の利用

高校生のみで催し物を開催する場合は、次の条件での利用に限ります。

・入場無料

・保護者または教員が立ち会う

・申請者は高校生または教員

※社会人（または大学生）と高校生で催し物を開催する場合は、高校生の名簿が必要な場合があります。その場合の申請者は社会人（または大学生）となります。

●会館敷地内は全面禁煙となっております。

●ホール・練習室内は原則飲食禁止です。ただし練習室については条件によって許可できる場合もございますので、事前にお申し出ください。

●2階エレベーター脇に有料コピー機が設置してあります。ご自由にお使いください。